

私立学校関係法施行細則の一部を改正する規則（案）の概要

千葉県総務部学事課

1 改正の理由

県では、学校教育法及び私立学校法の施行に関し、県内に所在する私立学校の設置者が行う各種申請等の必要書類や、千葉県私立学校審議会の運営に必要な事項等を「私立学校関係法施行細則（昭和48年千葉県規則第15号。以下「施行細則」という。）」で規定しています。

このたび、国において、私立学校を設置する学校法人のガバナンス改革を推進するため「私立学校法の一部を改正する法律」が令和5年5月8日に公布され、また、これに伴い「私立学校法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」及び「私立学校法施行規則の一部を改正する省令」が令和6年6月14日に公布され、一部の規定を除きそれぞれ令和7年4月1日から施行されます。

このため、施行細則についても、私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）、私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）及び私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号。以下「施行規則」という。）の改正内容を踏まえ、改正することとしました。

2 主な改正の内容

- （1）学校設置の認可申請を行う際に、法に規定する役員の欠格事由に該当しないことを誓約する書面を求めているところ、法改正により欠格事由が変更されたことから、誓約書の内容に関する規定の改正を行います。
- （2）施行規則の改正により、学校法人等に係る寄附行為の認可申請に必要な添付書類が追加されたことに伴い、施行規則の委任を受けて施行細則で独自に定めている添付書類の見直しを行います。また、寄附行為の認可申請をしている者等が学校の設置の認可の申請をする場合における添付書類についても見直しを行います。
- （3）上記のほか、所要の規定の整備を行います。

3 施行予定日

令和7年4月1日